

2007年7月31日

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引調査室
団体訴訟制度担当 御中

団体訴訟制度に関する研究会報告書「独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について」に対する意見

- 1 意見を表明する団体名 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
(理事長 野々山 宏)
- 2 団体の種類 消費者団体
- 3 住 所 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル5階
- 4 電話番号 075-211-5920 FAX 075-251-1003
E-mail mail@kccn.jp
- 5 担当者 理事長 野々山宏 理事・事務局長 長野浩三
- 6 当団体の「団体訴訟制度に関する研究会報告書『独占禁止法・景品表示法における団体訴訟制度の在り方について』」に対する意見は以下の通りです。

記

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。

第1 団体訴訟制度の必要性について

1 消費者被害の未然防止・拡大防止のために、独禁法・景表法に消費者団体訴訟制度を早期に導入することが必要です。

消費者団体訴訟制度は消費者契約法において既に実現していますが、消費者被害は消費者契約法だけで救済できるものではありません。独禁法・景表法の諸規定は消費者被害の未然防止・拡大防止に資するものです。同法に消費者団体訴訟制度を導入することは、被害を多発させている公正競争阻害業者に対し消費者の視点で監視できるようにすることは、被害の拡大防止や予防にとって必要です。

報告書でも、同法に消費者団体訴訟制度を導入することを結論づけており賛成します。

2 事業者団体訴訟制度の導入は現時点では必要ありません。

事業者被害のための団体訴訟制度については事業者団体自身が希望していない以上導入の必要はありません。

3 独禁法・景表法へ消費者団体訴訟制度を導入するにあたっては、推奨行為を対象とし、後訴制限効を排除すべきです。

消費者契約法に導入された消費者団体訴訟制度では、推奨行為が含まれず、後訴制限効があります。事業者や事業者団体による不当な勧誘行為や契約条項使用の推奨はしばしば行

われておりその影響も大きいので差止対象とすべきです。また、後訴制限効は先行訴訟が無駄になったり、和解ができにくくなるなどの問題点があり、排除されるべきです。

4 独禁法・景表法へ消費者団体訴訟制度を導入するにあたっては、損害賠償や利得吐き出しを目的とする金銭請求制度を創設すべきです。

少額多数被害となる消費者被害の効率的な救済のために消費者団体による損害賠償請求を認めるべきです。また、悪徳事業者のやり得を許さないために、消費者団体に利得吐き出しを求める金銭請求を認めるべきです。この議論は早急に行うべきです。

第2 独禁法・景表法における消費者団体訴訟制度の在り方について

1 差し当たり景表法4条1項の違反行為に消費者団体訴訟制度を導入するとしても、独禁法の消費者利益を害する不公正な取引方法を差止対象とする制度を早急に実現すべきです。

できるだけ早期の消費者団体訴訟制度の導入のために、検討すべき問題が少なく、導入の必要性が高い景品表示法4条1項所定の不当表示を、差し当たり消費者団体訴訟制度の差止対象とすることはやむを得ないとしても、同様に必要性があると考えられ、ドイツ等の不正競争防止法では競争政策から消費者団体に広い差止権限を認めていることからすれば、消費者被害の未然防止・拡大防止のために独禁法の消費者利益を害する不公正な取引方法を差止対象とする制度を早急に実現すべきです。

2 消費者団体の適格要件や認可機関は消費者契約法に定めるものを踏襲すべきです。

消費者団体訴訟制度は既に消費者契約法の改正によってスタートを切っています。消費者団体の適格要件や認可機関は既に定められています。独禁法や景表法に新たに導入される消費者団体訴訟制度は基本的に同様な制度設計であることから、異なる要件や認可機関を定めることは屋上屋を重ね、いたずらに制度を複雑化させるものです。消費者団体の適格要件や認可機関は消費者契約法に定めるものを踏襲すべきです。

3 消費者団体の立証責任の軽減措置をはかる必要があります。

景品表示法には、4条2項に事業者が合理的根拠を示す資料を提出しなければ、6条1項2項の規定の適用については当該表示は同号に該当する表示とみなす旨の規定があります。公正取引委員会ですえ、本規定がなければ、立証が困難な事案があるわけです。適格消費者団体について、同様のみなし規定を入れることなど、差止請求を行った場合に、立証責任が軽減される何らかの措置が必要です。

第3 今後の団体訴訟制度導入への検討の進め方について

1 景表法4条1項違反行為だけでなく、独禁法の消費者利益を害する不公正な取引方法を差止対象とする制度を早急に実現する検討を始めることが必要なことは既に述べたとおりです。

2 独禁法・景表法へ消費者団体訴訟制度を導入するにあたっては行政機関との調整など消費者団体の活動を制限する規定を設けるべきではありません。

消費者団体訴訟制度は、産業育成と消費者保護のバランスの中で行使しがちな行政権限とは異なり、消費者利益にたつて取引の公正を図る制度であり、行政機関の視点とは全く異なる視点を基礎とするものです。これを行政権限の補完と考えたり、行政規制を優先する

かのような考えを持つことは制度の本質を見誤ったものです。消費者団体は行政機関と独立して差止等をおこなうものであり、消費者団体の活動を制約したり、その独立性を制約するような行政機関権限と差止請求権限との調整制度は定めるべきではありません。

以上